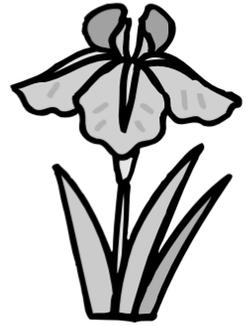


# 障害者(児)福祉サービスのご案内

市では、障害があっても地域の中で「いきいきと」「すこやかに」「安心して」暮らし続けられるように、原則として身体障害者手帳か療育手帳(知的障害者)のいずれかの手帳を交付されている方を対象に生活支援サービス・手当の支給などを行っています。(障害の種別・程度(等級)・生活状況などの理由により、一部利用できない場合があります)

なお、介護保険の被保険者は、介護保険制度と障害者福祉サービスで同じサービスが利用できる場合は、介護保険のサービスが優先されます。



## 【在宅サービス】

### 1 緊急時通報システム(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 65歳未満で肢体不自由のため身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている重度身体障害者で、一人暮らしまたは世帯員の就労等により長時間にわたり一人暮らしと同様の状態となる方。

※電話回線を有していること

**内容** 利用者の居宅に緊急電話機およびペンダント型無線発信機を設置し、利用者が急病や事故、その他の理由により緊急に援助を必要とする場合、これらを利用して市消防本部に通報することにより、迅速な救助活動を行います。

※回線使用料、屋内配線使用料および通話料は利用者負担です。

### 2 消防緊急通報事業(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 聴覚障害の方

**内容** 市消防署内に緊急時対応のファクシミリ機を設置し、火事および救急等の通報を受け、緊急時の対応をします。

※消防緊急通報用紙は児童障害課障害福祉係窓口でも配布しています。

### 3 寝具クリーニングサービス(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 肢体不自由のため身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている重度身体障害者で、一人暮らしや虚弱などの理由により布団干し等が行えない方。

**内容** 寝具クリーニングは年4回実施します。そのうち2回は丸洗い乾燥殺菌で、2回は乾燥殺菌です。

※利用料は無料です。

### 4 紙おむつサービス(図☆18歳未満の障害者…児童障害課児童給付係☎④209 ☆18歳以上の障害者…児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 在宅の重度心身障害者で常時紙おむつの使用を必要とし、肢体不自由のため身体障害者手帳1級・2級または療育手帳④、Aを所持している方。

**内容** 月に1回、お近くの薬局からご自宅へ紙おむつをお届けします(申請月の翌月からの給付となります)。おむつのタイプや枚数は各担当係にお問い合わせください。

※利用料は無料です。

### 5 訪問入浴サービス(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 65歳未満で肢体不自由のため身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている在宅の重度身体障害者で、家庭において入浴することが困難な方。

**内容** ご自宅(訪問入浴)または医療機関等(送迎入浴)で入浴サービスを行います。利用回数は月2回ですが、7月～9月は月3回となります。

※所得に応じて自己負担があります。

### 6 配食サービス(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 身体障害者手帳の交付を受けていて、日常的に食事の確保が困難な状態にある身体障害者。

**内容** 利用者1人に付き1日1回(昼食か夕食を選択)、週に5回までを限度として栄養管理された食事の配達を行います。同時に配達員は利用者の安否を確認し、利用者の健康状態に異常があるときは、関係機関への連絡等を行いますので、食事は原則として手渡しになります。

※1食当たり350円の自己負担があります(事前に業者からチケットを購入していただきます)。

## 【日常生活の改善】

### 7 日常生活用具の給付(図☆18歳未満の障害者の方…児童障害課児童給付係☎④209 ☆18歳以上の障害者の方…児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 身体障害者手帳・療育手帳を所持している在宅の障害者(児)の日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付または貸与を行います。用具の種類については窓口でお問い合わせください。(聴覚障害者用屋内信号装置・特殊寝台・居室生活動作補助用具等)

※所得税の年額に応じて一部自己負担があります(自己負担分を市が4,000円を上限として補助する制度もあります)。

### 8 補装具の給付(図☆18歳未満の障害者…児童障害課児童給付係☎④209 ☆18歳以上の障害者…児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 身体障害者(児)の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするため、各種補装具の交付と修理を行います(車椅子、補聴器、義手、義足など)。

※所得税の年額に応じて一部自己負担があります(自己負担分を市が4,000円を上限として補助する制度もあります)。

### 9 重度身体障害者居宅改善整備費補助(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 下肢または体幹の障害で身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方。

**内容** 重度身体障害者の方が生活しやすいように家屋の改善をする場合、工事費の一部を補助します。工事をする前に申請が必要ですので、事前にご相談ください。

※所得制限があります。

## 【行動範囲の拡大】

### 10 福祉タクシー利用料金の補助(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 外出が困難な障害者で身体障害者手帳1級～3級または療育手帳④・A・Bの方。

**内容** 県内のタクシーに乗車した場合、おおむね基本料金額を補助します。(年間18枚)

※埼玉県タクシー協会・埼玉県個人タクシー協同組合に加盟している事業者

※身体障害者手帳および療育手帳を提示することによりタクシー料金の1割が割り引きされるサービスと併用できます。

### 11 自動車燃料費の補助(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 身体障害者手帳1級～3級または療育手帳④・A・Bの方。車を運転する方・自動車を所有する方は本人または生計を同じくする方に限ります。

**内容** 市内にある指定された給油所で給油した場合、燃料費の一部を補助します。

※福祉タクシー利用料金補助を受けている場合は、利用できません。

### 12 有料道路の割引(図☆18歳未満の障害者…児童障害課児童給付係☎④209 ☆18歳以上の障害者の方…児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** すべての身体障害者が自ら運転する場合と第1種の身体障害者・知的障害者(児)を乗せて、介護者が運転する場合。自動車は原則として、障害者本人または親族等が所有のものに限ります。障害者1人に付き1台です。

**内容** 料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳に押されているスタンプを提示すると5割の割り引きが受けられます。

### 13 自動車運転免許取得費用の補助(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**内容** 身体障害者が免許の取得により収入が向上し、または就業もしくは就職に有利になるなどの場合、運転免許取得に必要な経費の一部を補助します。事前申請が必要です。(公安委員会により運転できる自動車の種類を限定されたり、条件を付されている方は、運転免許試験場にて運転適性相談票を作成してご持参ください)。

※所得制限があります

### 14 自動車改造費用の補助(図児童障害課障害福祉係☎④453・428)

**対象** 低所得者等で、上肢・下肢・体幹の障害程度が1～3級で身体障害者手帳の交付を受けている方で、通勤等のために自分で自動車を運転する方。

**内容** 自動車のハンドルやブレーキ、アクセル等を改善するための費用の一部を補助します。改造する前に申請が必要ですので、事前にご相談ください。

## 【その他の日常生活援護】

- 15 **身体障害者センターやすらぎ** (園八潮市社会福祉協議会 ☎995-3636)  
**対象** 在宅の身体障害者の方やボランティア活動を行う方たちが集う交流の場として利用できます。  
**内容** 在宅の心身障害者の方に作業を通じて自立への援助を図り、社会
- 16 **福祉作業所** (園児童障害課障害福祉係 ☎453・428)  
**対象** 市内在住の15歳以上の心身に障害のある方で、自宅から通所ができ、作業および集団生活が可能な方。  
**内容** 在宅の心身障害者の方に作業を通じて自立への援助を図り、社会

- 参加の自信を深めていくことを目的としています。市内には、「やまびこ福祉作業所」「わかさ福祉作業所」「デイケア施設虹の家」「工房 森のこかげ」があります。
- 17 **職親制度** (園児童障害課障害福祉係 ☎453・428)  
**内容** 知的障害者を一定期間登録された職親に預け、技能習得や生活指導を行います。

## 【支援費制度】

この制度は平成15年4月から開始され、事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約してサービスを利用する仕組みです。支援費制度の対象となるサービスには居宅生活支援サービスと施設訓練等支援サービスがあります。サービスを受けるには、市役所に支援費支給申請を行い、支給決定を受ける必要がありますので、児童障害課にご相談ください。また、サービス提供(指定居宅支援)事業者につきましても、児童障害課にお問い合わせください。(園☆18歳未満の障害者の方…児童障害課児童給付係 ☎209 ☆18歳以上の障害者の方…児童障害課障害福祉係 ☎453・428)

### 身体障害者関係

- 18 **居宅生活支援**  
 ① **身体障害者居宅介護支援事業**(ホームヘルプサービス)…居宅において介護・家事等生活全般にわたる援助を行う。  
 ② **身体障害者デイサービス事業**…通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。  
 ③ **身体障害者短期入所事業**(ショートステイ)…介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期入所し、適切な支援を行う。
- 19 **施設訓練等支援**  
 ① **身体障害者更生施設**…身体機能の維持・向上および日常動作能力等の治療・訓練を行う。  
 ② **身体障害者療護施設**…常時介護を必要とする障害者が対象で、治療および養護を行う。  
 ③ **身体障害者授産施設**…自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う。(小規模通所授産施設を除く)。

### 知的障害者関係

- 20 **居宅生活支援**

- ① **知的障害者居宅介護等事業**(ホームヘルプサービス)…居宅において介護・家事等生活全般にわたる援助を行う。  
 ② **知的障害者デイサービス事業**…通所により創作的活動、社会適応訓練等の便宜の提供を行う。  
 ③ **知的障害者短期入所事業**(ショートステイ)…介護を行う者の疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期入所し、適切な支援を行う。  
 ④ **知的障害者地域生活援助事業**(グループホーム)…地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う。

### 施設訓練等支援

- 21 **施設訓練等支援**  
 ① **知的障害者更生施設**…日常生活における自立と社会参加のための訓練を行う。  
 ② **知的障害者授産施設**…自立と社会経済活動への参加に向け必要な訓練・職業の提供を行う。(小規模通所授産施設を除く)  
 ③ **知的障害者通所事業**…就労している障害者の独立・自活に必要な助言や指導を行う。  
 ④ **国立コロニー**…障害程度の著しい心身障害者を対象に、必要な保護・指導を行う。

### 障害児関係

#### 22 居宅生活支援

- ① **児童居宅介護等事業**(ホームヘルプサービス)…居宅において介護・家事等生活全般にわたる援助を行う。  
 ② **児童デイサービス事業**…通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導および訓練を行う。  
 ③ **児童短期入所事業**(ショートステイ)…保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期入所し、必要な支援を行う。

## 【手当・年金等】

- 23 **在宅重度心身障害者手当** (園児童障害課障害福祉係 ☎453・428)  
**対象** 市内に居住する障害者(児)で身体障害者手帳が1・2級の方および療育手帳がA・Aの方で、特別障害者手当や障害児福祉手当等を受けていない方に支給されます。(ただし、施設に入所している方は除きます)  
**内容** 月額5,000円を毎年度9月・3月に支給します。
- 24 **特別障害者手当** (園児童障害課障害福祉係 ☎453・428)  
**対象** 20歳以上であって、精神または身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。(ただし、施設に入所中の方および継続して3ヵ月を超えて病院等に入院している方は除きます)  
**内容** 月額26,520円を年4回(2月・5月・8月・11月)支給します。  
 ※所得制限があります。
- 25 **障害児福祉手当** (園児童障害課障害福祉係 ☎453・428)  
**対象** 20歳未満であって日常生活に極度に制限のある方(療育手帳A、身体障害者手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障害者等)。  
**内容** 月額14,430円を年4回(2月・5月・8月・11月)支給します。  
 ※所得制限があります。
- 26 **特別児童扶養手当** (園児童障害課児童給付係 ☎209)  
**対象** 次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している保護者。  
 ① 身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を要する状態にある方(概ね身体障害者の障害程度等級1～3級と4級の一部の方)  
 ② 精神の障害であって①と同程度の状態にある方  
 ③ 身体または精神の障害が重複する場合であって、①または②と同程度の方  
 ※所得制限があります。

- ※施設に入所している方は該当しません。  
 ※療育手帳A・A・Bの方は診断書が必要です。  
**内容** 1級：50,900円、2級：33,900円
- 27 **児童扶養手当** (園児童障害課児童給付係 ☎209)  
**対象** 父親がいないか、または父親が障害者(年金を受給していない)で18歳未満の子供がいる場合に支給されます。  
**内容** 支給額は要件によって異なりますので、窓口でご確認ください。
- 28 **障害基礎年金** (園国保年金課国民年金係 ☎212)  
**対象** 国民年金法で定める障害の程度が、1級または2級(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の程度とは異なります)に該当する方。  
**内容** 1級：年額993,100円、2級：年額794,500円
- 29 **心身障害者扶養共済制度** (園児童障害課障害福祉係 ☎428・453)  
**対象** 心身障害者の保護者で、次の要件に該当する方。  
 ① 加入者(保護者)の年齢が、毎年度の4月1日時点で65歳未満であること  
 ② 加入時、県内に住んでいること  
 ③ 加入者は、特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること  
**内容** 扶養共済加入者が死亡または重度の障害状態になった場合、障害者に年金が支給されます。(1口：月額20,000円、2口：月額40,000円)。また、障害者が死亡した場合は、弔慰金(加入期間に応じて20,000円、50,000円、100,000円2口目も期間に応じる)が支給されます。この制度は共済制度ですので、加入者は掛金(年齢により1口3,500～13,300円)を納めます。また、所得により掛金が減額または免除になります。障害者一人につき、加入者1人、2口まで加入できます。

## 【医療】

- 30 **重度心身障害者医療費助成** (園児童障害課障害福祉係 ☎428・453)  
**対象** 市内に居住する障害者(児)で、身体障害者手帳が1～3級の方および療育手帳がA・A・Bの方。  
 ※65歳以上の方で老人保健法の障害認定に該当される方は、老人保健受給者証の交付が受けられます。  
**内容** 医療機関や院外処方薬局の窓口で支払った医療保険適用内の自己負担分を、申請により支給します。
- 31 **更生医療** (園児童障害課障害福祉係 ☎428・453)  
**対象** 18歳以上で身体障害者手帳をもっている方  
**内容** 医療保険の対象となる診療のうち、特に障害の軽減、社会生活を容易にする効果がある治療に対し、医療費負担を軽減することにより医療を受けやすくするものです。この医療は、国または都道府県が指定する医療機関で受けられます。適用されるのは角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術などです。詳しくは窓口でご相談ください。  
 ※所得税の年額に応じて一部自己負担があります。

## 【その他の経済的援護】

- 32 **修学資金の支給** (園児童障害課障害福祉係 ☎428・453)  
**対象** 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、学校教育法に基づく  
**内容**
- | 区      | 分      |      | 支給額(月額) |
|--------|--------|------|---------|
|        | 区      | 分    |         |
| 高等学校   | 全日制    |      | 10,000円 |
|        | 定時制    |      | 5,000円  |
|        | 通信制    |      | 3,500円  |
| 大学     | 4年制    | 全日制  | 32,500円 |
|        |        | 短期大学 | 25,500円 |
|        | 夜学・通信制 |      | 17,500円 |
| 高等専門学校 |        |      | 16,500円 |
| 専修学校   |        |      | 6,500円  |
- 33 **手帳診断書料の補助** (園児童障害課障害福祉係 ☎428・453)  
**対象** 身体障害者手帳の新規・等級変更等を申請する方が住民税非課税世帯の場合、申請時に必要な身障診断書の診断書料を補助します。条件等の詳細は窓口でご確認ください。